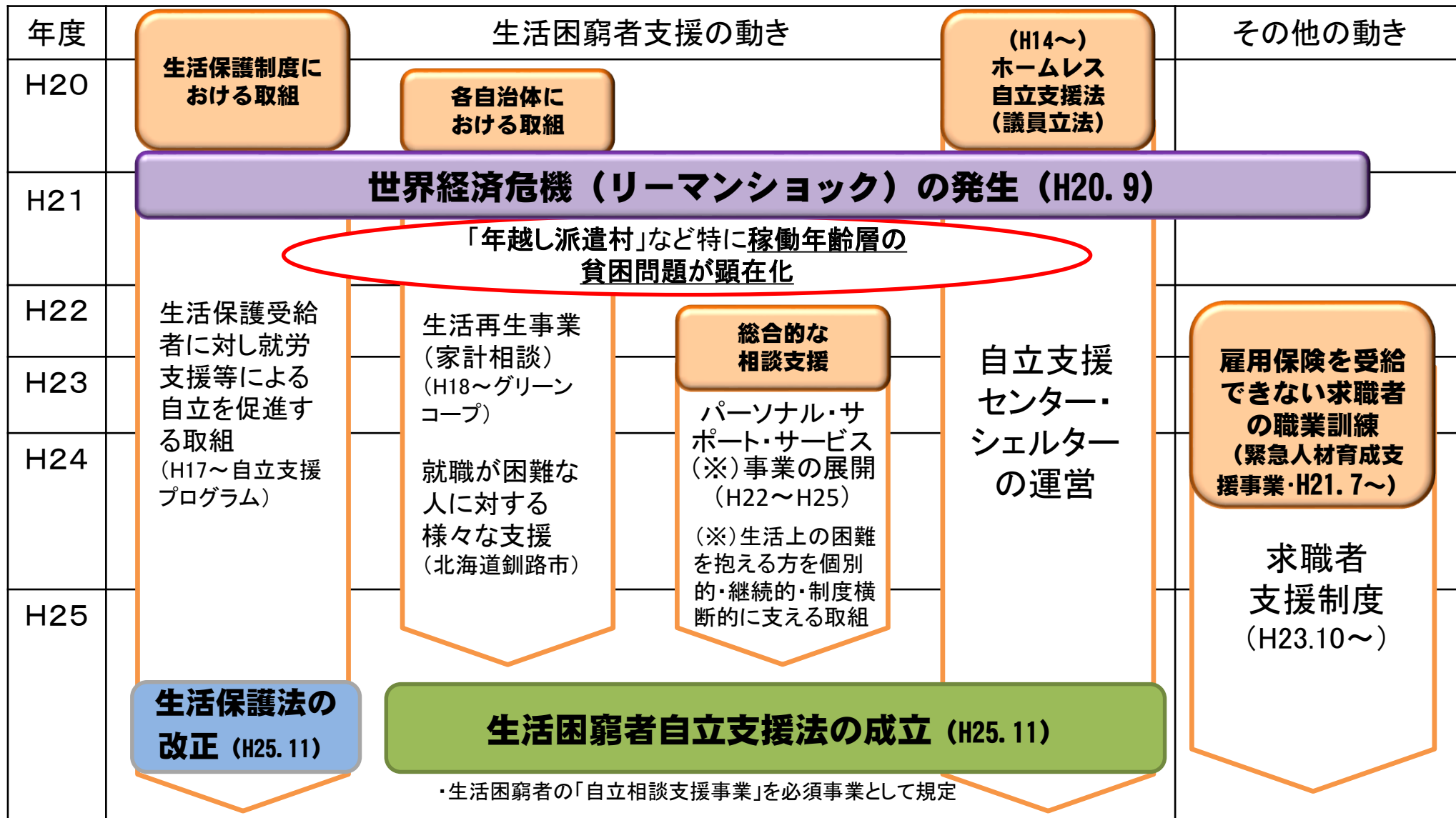


地域共生社会の実現に向けたモデル事業の取組と 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者支援の経緯



H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活困窮者等の自立を促進するための

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

※平成31年11月支払いより適用

生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国902福祉事務所設置自治体で1,313機関(H29年度))

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3 / 4

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3 / 4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

国費 3 / 4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

国費 2 / 3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援

国費 2 / 3

※下段の支援については、H31.4.1～

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む)

国費 1 / 2, 2 / 3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

国費 1 / 2

※事業名及び下段の支援については、H31.4.1～

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

◆都道府県による市町村支援事業

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

国費 1 / 2

生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者に対する支援の考え方

生活困窮者の状態像

- 自己肯定感の低下
- 自尊感情の消失
- つながりの希薄化
- 他人に助けを求めることが困難
- コミュニケーション能力や意欲の不足

「個」に対する支援

- 「制度の狭間」に陥ることを防ぐ「断らない相談支援」の実施
- 尊厳の確保
- 本人を主体とし、意欲や想いに寄り添った「伴走型支援」
- 積極的なアウトリーチ（早期の支援）

「個」と「地域」に対する支援

- 福祉、教育、住宅などの地域の関係機関、社会資源へのつなぎ
- 支援のための地域のネットワークづくり

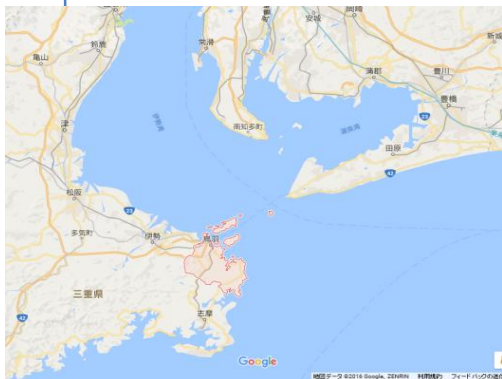
生活困窮者支援を通じた「地域づくり」

**地域社会の一員として、安心した生活、役割を持ち活躍できるように。
—「支える側」、「支えられる側」を固定化せず、「支え合う」地域を構築—**

生活困窮者自立支援制度施行を契機とした「気づき」：三重県鳥羽市の例

市の概要

人口：19,700人
高齢化率：34.3%
保護率：4.9%
産業構造：
1次産業12.2%、
2次産業16.7%、
3次産業65.3%



- 主要産業での人材不足が地域課題となっていた（地域産業の衰退による人口減少の加速化→地域力の低下）。
 - 特に観光業では少子化・不規則勤務のため新卒就労者の減少があったほか、水産業では繁忙期の人材確保に外国からの出稼ぎ者も活用。
- 生活困窮者自立支援法の施行を契機に、これら地域課題と生活困窮者の支援ニーズを組み合わせることで解決できるのではないかと気づき。

生活困窮者自立支援制度での支援

相談につながる生活困窮者の特徴

- ・ 短期間の支援（即就労したい）、ステップアップ就労の場の確保が必要
- ・ 他県出身者で地域とのつながりがない人が多い

行政
福祉
部門



行政
産業
部門

観光業・水産業
での人手不足

双方の課題解決に向け、商工会議所・観光協会・漁協への働きかけ

観光業では、短時間就労や勤務内容の細分化が可能であるほか、寮完備で即日就労も可能。

生活困窮者が利用できる
短時間就労、就労体験の場、
緊急対応（宿泊場所）の確保が可能に

事業者にとっては、
人材確保ができるだけでなく、
受け入れた人の支援が継続する安心感

定住人口増加、雇用者数の増加、観光的魅力アップ、地域力アップ

課題解決に向けた、様々な機関・地域の連携関係の構築

「地域完結型まちづくり」の一つの形として：滋賀県東近江市の例

市の概要

人口：115,252人
高齢化率：24.7%
保護率：6.5%
産業構造：
1次産業4.4%、
2次産業39.3%、
3次産業51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
 - 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。
- その一つとして、里山整備を起点に生活困窮者の就労の場の確保と、薪生産・関連製造業が生まれた。

【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、獣害被害が深刻化。

【取組内容】

- 生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

- 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。



様々な人に共通の中間的就労ニーズへの対応：三重県伊賀市の例

市の概要

人口：94,054人
高齢化率：31.1%
保護率：10.0%
産業構造：
1次産業7.5%、
2次産業38.5%、
3次産業53.1%



- ❑ 栗産業は輸入品に押され、農家の高齢化や人手不足による耕作放棄地の増加等の課題を抱えている。
 - ❑ 地元の「いがぐり」をブランド化できないかとの和菓子製造企業からの発案をきっかけに、伊賀市社会福祉協議会が栗の栽培から加工、菓子製造販売の課程に関わる「いがぐりプロジェクト」を構想。
- 市社協が把握している生活困窮者、若年無業者、障害者、高齢者など様々な人に共通の「中間的就労ニーズ」への対応を目指す。

それぞれが抱える地域課題の解決に向けた取組が連動し始める

農家
高齢化、収益が少ない、人手不足、外国産品の輸入 → 生産量の伸び悩み

改良センター、JAの栽培技術提供、生産農家の開拓

環境団体NPOが里山整備後に栗の木を植栽

福祉
困窮者、若年無業者、障害者、高齢者の中間的就労先等の確保

プロジェクトに先行し、企業の製造ノウハウの提供・販売の協力を得て、中間的就労の場を開設

企業（和菓子企業）
栗のブランド化を発案

先進地での栽培・加工技術の取得、栗の買い取り約束

市社協がコーディネート

これまではそれぞれが各種の補助・助成金を活用してきたが、「赤い羽根福祉基金」の助成決定により苗木・選果機の購入などの事業化が可能となった

「いがぐりプロジェクト」へ

7次産業化

6次産業化

環境NPO

福祉分野

農業

加工・製造

販売・宣伝

地域産業活性化

福祉分野の中間的就労ニーズへの対応 ⇒ 7次産業化への付加価値

地域での丁寧な担い手づくり：東京都北区

区の概要

人口：344,548人
高齢化率：25.5%
保護率：27.8%
産業構造：
1次産業0.02%、
2次産業16.11%、
3次産業83.87%



- 子どもの学習支援事業をスタートするに当たり、地域の中で学習支援が拡充するよう北区社会福祉協議会へ委託。
 - 地域の活動団体や住民に運営を担ってもらうよう、立上げ、運営支援を行い、地域に根ざした拠点づくり、生活困窮世帯の把握に役立てる。
- 社会の関心の高い「子どもの貧困」への対応を契機に、地域で学習支援や見守りの担い手を育てていくアプローチ。

(学習支援事業スタートまでの取組)

開始時の 思い

- ・教室型で通いやすい場所に設置し、地域特性に応じた支援を行いたい
- ・地域に根ざした活動となるように、社会資源を活用し、ネットワーク化を図りたい
- ・既に活動中の団体等もあるが、地域住民にも関心を持つ人がいるはず

団体・住民 の情報交換 会の実施

- ・住民、NPO団体、社会福祉施設、民間企業、教育関係者等が関心
- ・CSW等と連携して地域の社会資源と支援者のマッチング、ボランティアの確保、教材等備品の準備を支援
- ・情報交換会や情報発信のための講演会の継続実施
- ・区社協が独自に「夏休みの子どもの居場所」事業を試行実施(3回)

学習支援事 業実施

- ・12月より夏休みの施行事業を実施した地域支援グループを中心とした子どもの学習支援事業を開始
- ・学習支援会場にて、区社協が進路相談、保護者に対する養育支援を実施

事業イメージ



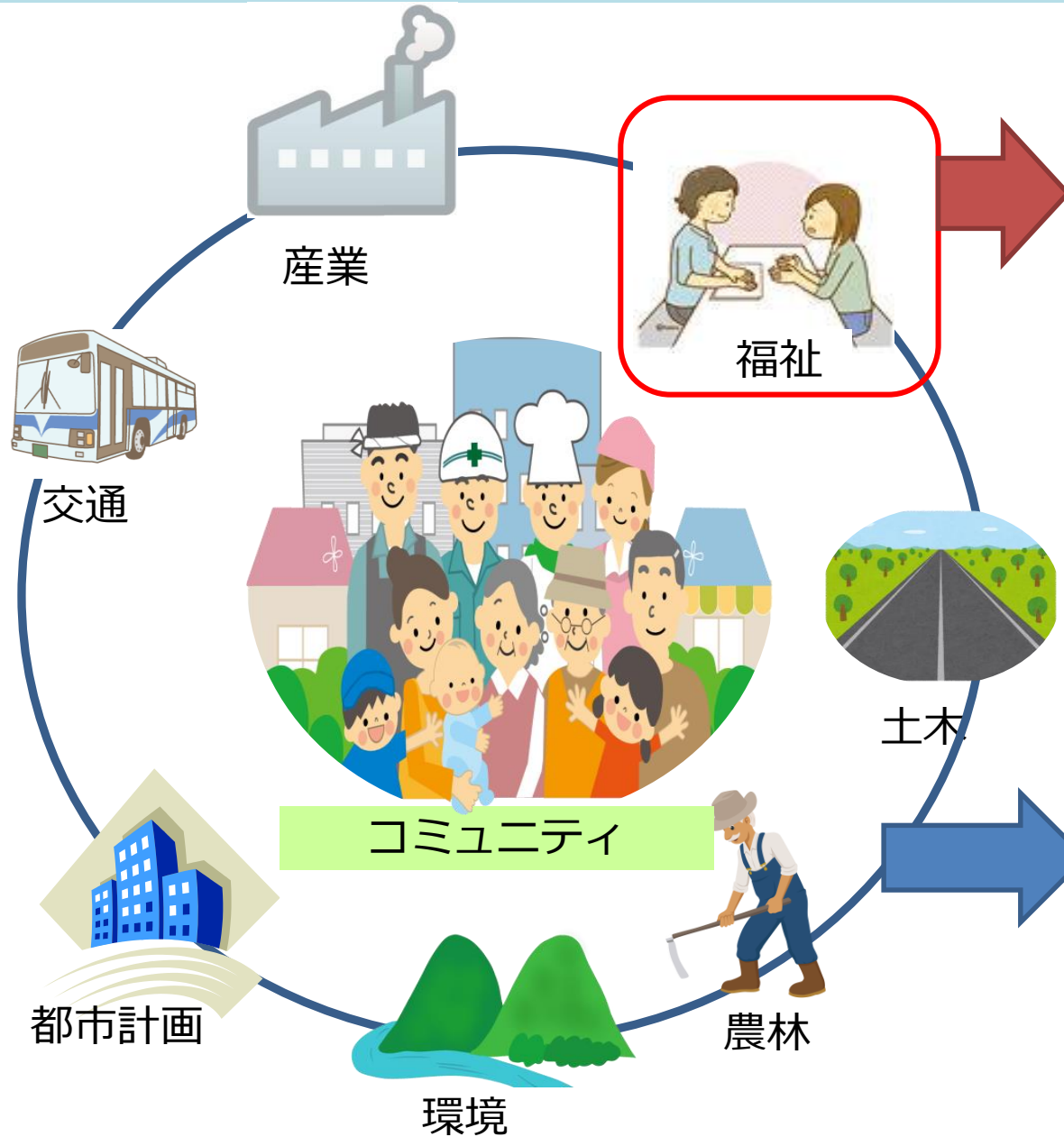
立上げ・運営支援、学習
ボランティア確保・指導、
教材準備等

担い手
元教員、大
学生、地域
ボランティ
ア等

区社協

会場
地域の施設
等

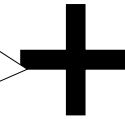
地域づくりの可能性



福祉における地域づくり

- 相談者の困り事を支援することを積み重ねながら、地域をつくる。
⇒個人の課題を中心に「地域」を捉える。
⇒本人が暮らすその地域を基盤として、地域を良くするという視点。

両者の視点
を融合



地域経済、地域再生における地域づくり

- 地域全体の課題を解決するために地域づくりを行うという視点。
- 地域経済や資源などが地域の中で循環し、持続的に循環する仕組みを地域の中につくっていく。

社会福祉各制度の変遷 ①

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て応援プラン		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等		自立支援プログラム導入	

社 会 福 祉 各 制 度 の 変 遷 ②

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		↓ 報告書
	・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)		
2013		障害者総合支援法施行			
		・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正	生活困窮者自立支援法制定
2014	医療介護総合確保推進法			・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定
	[介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等		↓ 施行	↓ 施行	
2015	施行		↓ 施行		社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
	新たな福祉の提供ビジョン				
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
	ニッポン一億総活躍プラン				
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置				

社会福祉各制度の変遷③

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2017	「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」				
2018	地域包括ケアシステム強化法 ・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等 ・医療・介護の連携の推進等 ・新たに共生型サービスを位置付け			生活保護法改正 ・生活保護世帯の子ども・大学等への進学を支援 ・生活習慣病の予防等の取り組みの強化 ・貧困ビジネス対策、単独での居住が困難な方への生活支援等	生活困窮者自立支援法改正 ・生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化(自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施の促進等) ・子どもの学習支援の強化 ・居住支援の強化等
					地域包括ケアシステム強化法(社会福祉法改正) ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化 ↓ 施行

日本の福祉制度の変遷

- 日本の福祉制度は、1980年代後半以降、高齢者介護を起点に発展し、介護保険制度の後、障害福祉、児童福祉など各分野において相談支援の充実など、高齢者介護分野に類似する形で制度化
- 属性別・対象者のリスク別の制度となり専門性は高まったものの、8050問題のような世帯内の複合的なニーズや個人のライフステージの変化に柔軟に対応できないといった課題が表出

〈共同体機能の脆弱化〉

- 高齢化による地域の支え合いの力の一層の低下、未婚化の進行など家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化



◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、地域の持続そのものへの懸念
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない



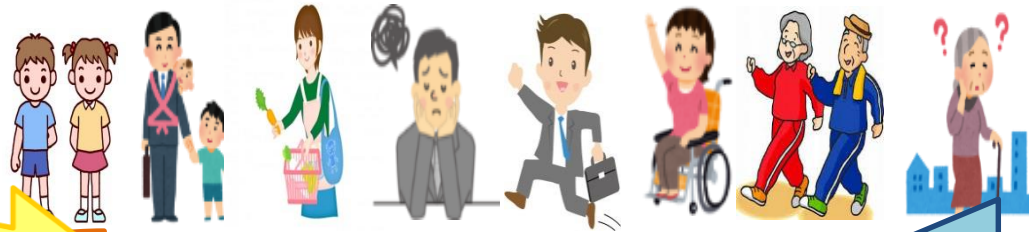
◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12月 **地域力強化検討会 中間とりまとめ**
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)**を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月 **地域力強化検討会 最終とりまとめ**
12月 「**社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針**」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

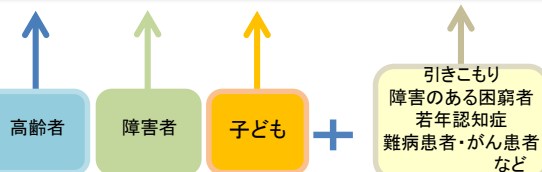
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

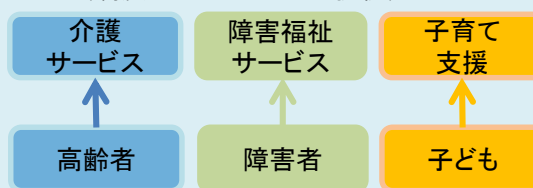
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがい
を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら
暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

主査

大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

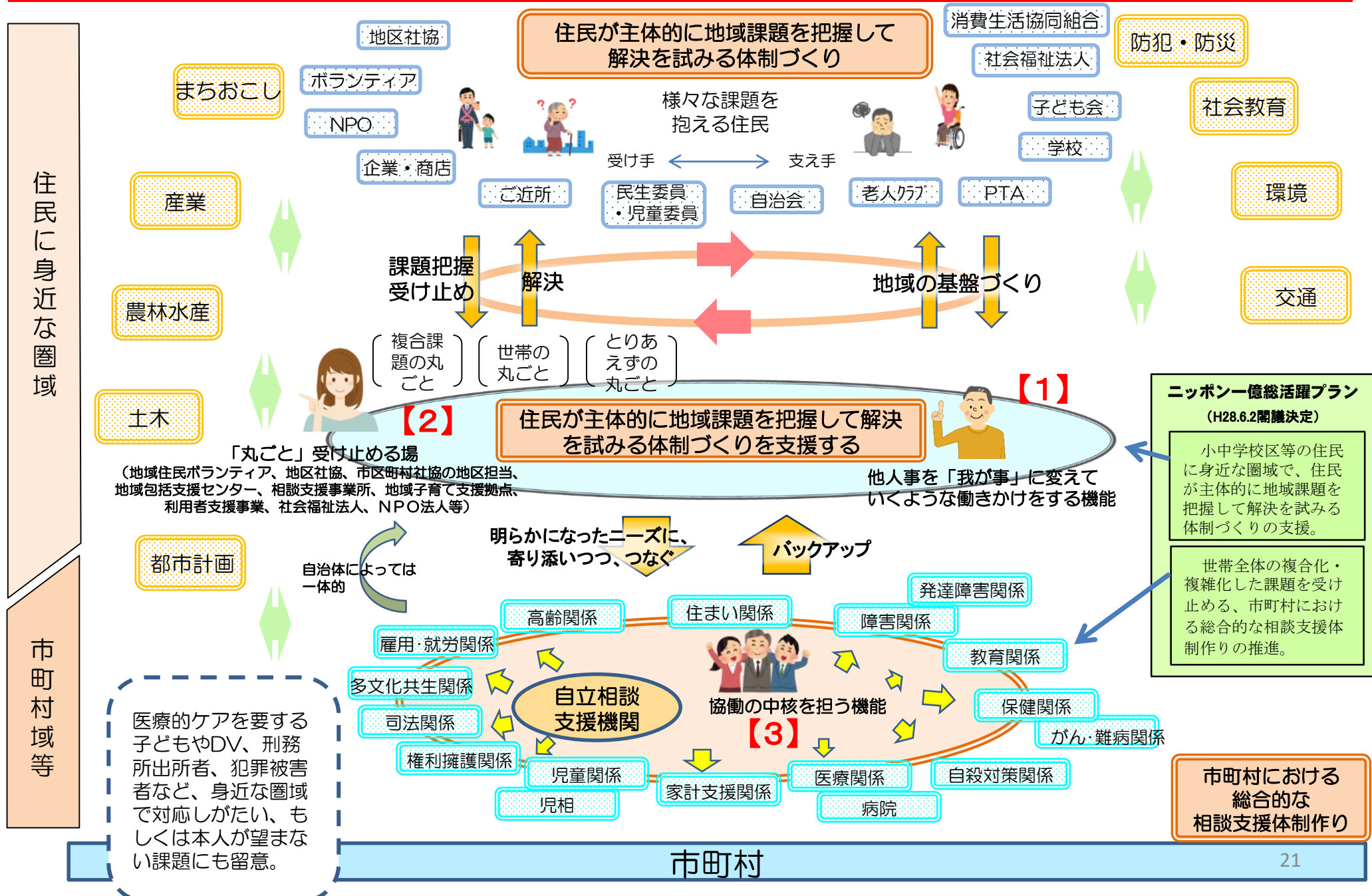
- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 **【1】 第106条の3第1項第1号**
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*) **【2】 第106条の3第1項第2号**
(*) 例えば、地域住民ボランティア 地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制 **【3】 第106条の3第1項第3号**

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



（地域福祉の推進）

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 **地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者**（以下「**地域住民等**」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第4条 2 **地域住民等は**、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を**把握し**、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

○ 社会福祉を目的とする事業を經營する者の責務

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

○ 社会福祉を目的とする事業を經營する者の責務

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4条第2項では、地域福祉を推進していく上で地域住民等が特に留意すべき点を規定しているが、第6条第2項は、地域福祉を推進していく上での国及び地方公共団体の責務を定めている。さらに、第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

※ 今回の改正による新設

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり

自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、

支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、

必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、

当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業

三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業〔地域包括支援センターの総合相談〕

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業〔障害者相談支援〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業〔利用者支援事業〕

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務としている。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

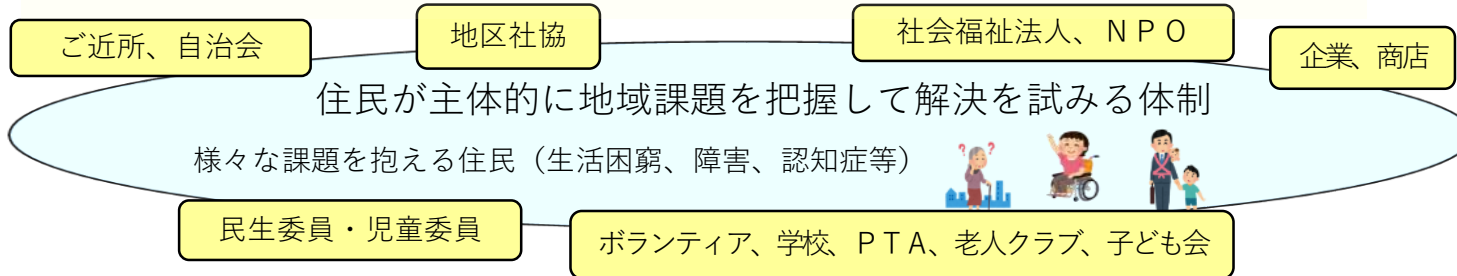
第106条の3第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず包括的に受け止める場の整備、(3)相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワークの整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額 28億円(200自治体)
 平成30年度予算額 26億円(151自治体)
 実施主体:市町村(都道府県可)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
 まちおこし、産業、
 農林水産、土木、
 防犯・防災、環境、
 社会教育、交通、
 都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
 (H28.6.2閣議決定)

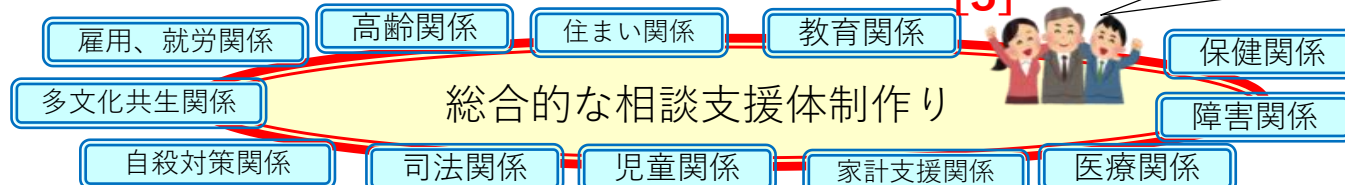
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
 世帯全体の課題を的確に把握
 多職種・多機関のネットワーク化の推進
 相談支援包括化推進会議の開催等

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。



新たな社会資源の創出
 地域に不足する資源の検討

令和元年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施予定自治体一覧表(208自治体)

都道府県名	市区町村名
北海道	釧路市
	京極町
	鷹栖町
	音威子府村
	津別町
	広尾町
	妹背牛町
青森県	札幌市
	青森県
	鯿ヶ沢町
	今別町
	蓬田村
岩手県	外ヶ浜町
	遠野市
	矢巾町
	岩泉町
	盛岡市
宮城県	石巻市
	東松島市
	涌谷町
秋田県	仙台市
	秋田県
	湯沢市
	井川町
	大潟村
山形県	天童市
	山形市
福島県	須賀川市
茨城県	郡山市
	土浦市
	ひたちなか市
	古河市
	那珂市
栃木県	東海村
	栃木県
	栃木市
	那須烏山市
	市貝町
群馬県	野木町
	高根沢町
	那珂川町
埼玉県	群馬県
	玉村町
	埼玉県
	狭山市
	草加市
千葉県	和光市
	日高市
	ふじみ野市
	鳩山町
	川島町
千葉県	松戸市
	木更津市
	八千代市
	鴨川市
	浦安市
	芝山町
	千葉市

都道府県名	市区町村名
東京都	東京都
	墨田区
	世田谷区
	杉並区
	江戸川区
	文京区
	中野区
	豊島区
	調布市
	日野市
神奈川県	国分寺市
	国立市
	国分市
	八王子市
	藤沢市
新潟県	小田原市
	茅ヶ崎市
	新潟県
	佐渡市
	胎内市
富山県	村上市
	関川村
	新湊市
石川県	氷見市
	富山市
	能美市
福井県	金沢市
	福井県
	坂井市
長野県	越前市
	長野県
	伊那市
	下諏訪町
	富士見町
	小布施町
	原村
	朝日村
岐阜県	木島平村
	岐阜県
静岡県	関市
	吉田町
	浜松市
愛知県	愛知県
	長久手市
	東浦町
	名古屋市
	岡崎市
三重県	豊田市
	伊勢市
	桑名市
	名張市
	亀山市
	鳥羽市
	いなべ市
三重県	伊賀市
	御浜町

都道府県名	市区町村名
滋賀県	彦根市
	長浜市
	近江八幡市
	草津市
	高島市
	甲賀市
	野洲市
	東近江市
	米原市
	竜王町
京都府	長岡京市
	京田辺市
	精華町
	京都市
大阪府	池田市
	高石市
	阪南市
	大阪狭山市
	太子町
	大阪市
	豊中市
兵庫県	高槻市
	芦屋市
	宝塚市
	加東市
	たつの市
	明石市
	姫路市
奈良県	奈良県
	桜井市
	王寺町
和歌山県	田原本町
	奈良市
	和歌山県
鳥取県	和歌山市
	鳥取県
	米子市
島根県	八頭町
	琴浦町
	北栄町
岡山県	大田市
	松江市
	美作市
広島県	岡山市
	倉敷市
	大竹市
山口県	広島市
	呉市
	山口県
徳島県	宇都市
	長門市
	徳島県
香川県	宇多津町
	琴平町
	高松市

都道府県名	市区町村名
愛媛県	愛媛県
	宇和島市
高知県	伊予市
	中土佐町
	佐川町
	黒潮町
	本山町
福岡県	高知市
	大牟田市
	八女市
	うきは市
	糸島市
	岡垣町
	大刀洗町
佐賀県	久留米市
	佐賀市
	佐々町
長崎県	長崎市
	大津町
	合志市
熊本県	菊陽町
	大分県
	杵築市
大分県	中津市
	竹田市
	都城市
	小林木市
	日向市
宮崎県	門川町
	美郷町
	三股町
	高千穂町
	鹿児島県
鹿児島県	鹿児島市
	鹿屋市
	西之表市
	中種子町
	和泊町
鹿児島県	瀬戸内町
	宇検村

黄色は新規実施

モデル事業の実績

(平成30年4～12月分)

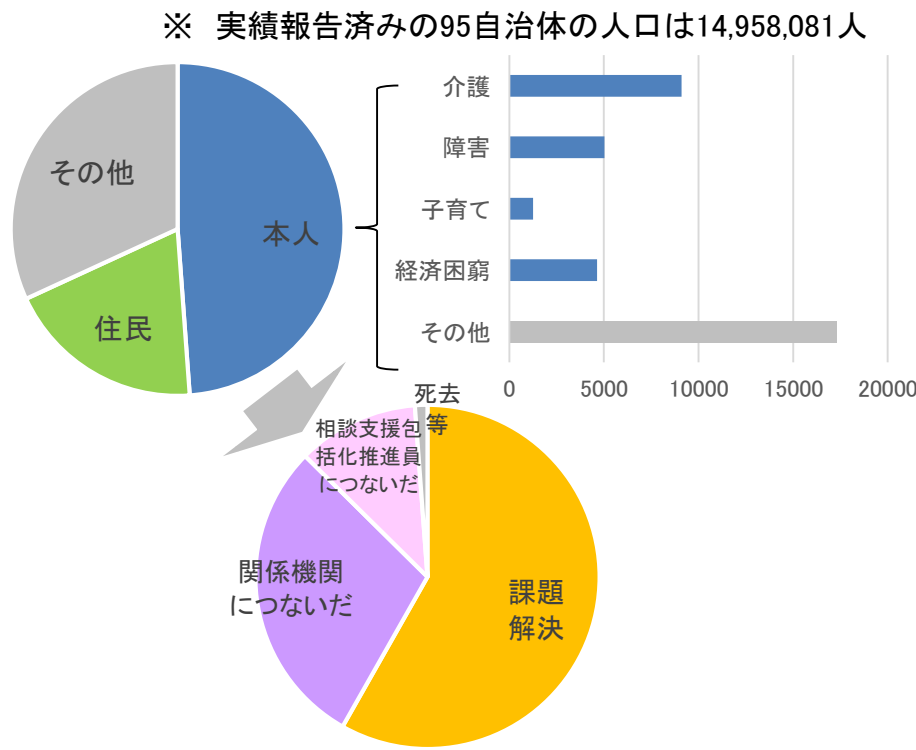
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年4～12月分)

地域力強化推進事業

- ・「地域住民の相談を包括的に受け止める場」については、人口約3.0万人に1箇所の割合で整備
- ・人口1,000人あたりの相談受付件数は約2.2件。相談受付件数の42.7%を解決

実施自治体数	121
実績報告自治体数(平成30年12月31日現在)	95
「地域住民の相談を包括的に受け止める場」の箇所数	502

相談受付件数	32,420
本人	15,834
住民	6,252
その他	10,334
相談内容	37,368
介護	9,107
障害	5,036
子育て	1,260
経済困窮	4,636
その他	17,329
終結した数	23,788
課題解決	13,831
関係機関につないだ	6,960
相談支援包括化推進員につないだ	2,719
死去・連絡が途絶えた等	278



※ 1つの相談に複数の相談内容が含まれているため、相談受付件数と相談内容数は一致しない
※ すべての相談内容を終結できるわけではないため、相談受付件数と終結した数は一致しない
※ 集計の都合上、相談内容等の分類ができず「その他」で計上している自治体が数自治体あるため、「その他」の割合が多い
※ 適切な集計ができていない自治体は欠損値として扱う

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年12月末時点)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業①

実施自治体数	117
実績報告自治体数(平成30年12月31日現在)	87

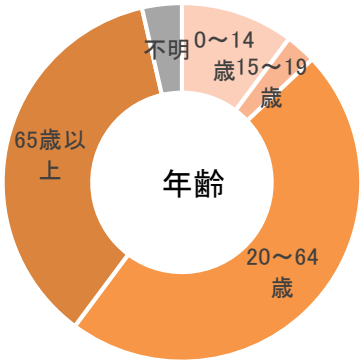
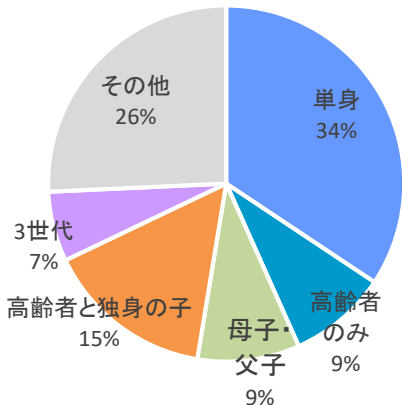
- 4～12月の9ヶ月間で、6,311人(4,792世帯)の複合化・複雑化した事例の相談を受け、2,688人の課題が解決・改善
- 相談経路は間接が3,696(57.3%)と多く、「専門的見地からの助言が受けたかったから」が最も多い理由となっている

<支援対象者の状況>

支援対象者数(人)	6,453
支援対象世帯数(世帯)	4,924

男性	3,198
女性	3,201
不明・その他	53

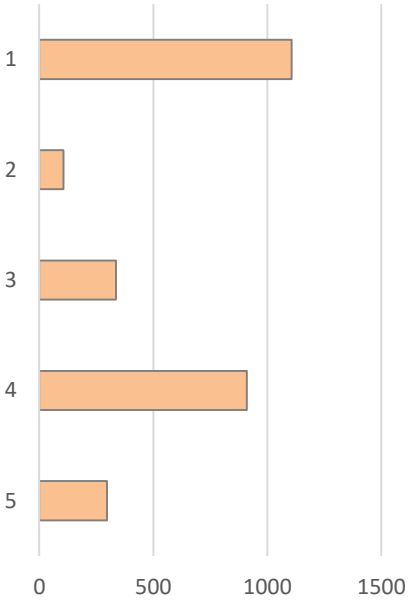
単身	高齢者のみ	母子・父子	高齢者と独身の子	3世代同居	その他
1,691	442	457	754	313	1,267



※世帯類型の「単身」は1人暮らし世帯。「高齢者のみ」は2人以上の高齢者で構成されている世帯

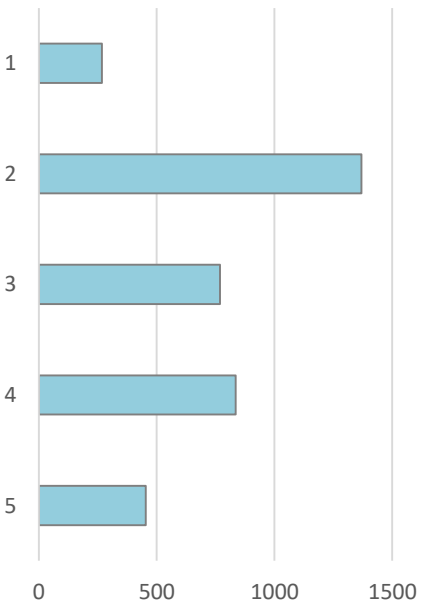
<相談経路の状況>

直接	2,757
間接	3,696



直接相談があった主な理由

- どこに相談してよいかわからなかったから
- 別の機関等に相談したが対応してもらえなかったから
- 別の機関等から紹介されたから
- どのような相談も受ける総合相談窓口だったから
- その他・不明



間接相談があった主な理由

- 事例についてスーパーバイズを受けたかったから
- 専門的見地からの助言が受けたかったから
- 関係機関間の調整が困難だったから
- 当該関係機関が対応すべき事例ではなかったから
- その他・不明

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の実績 (平成30年12月末時点)

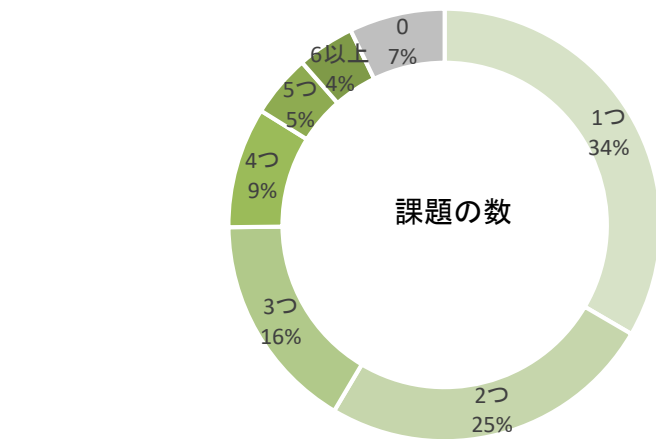
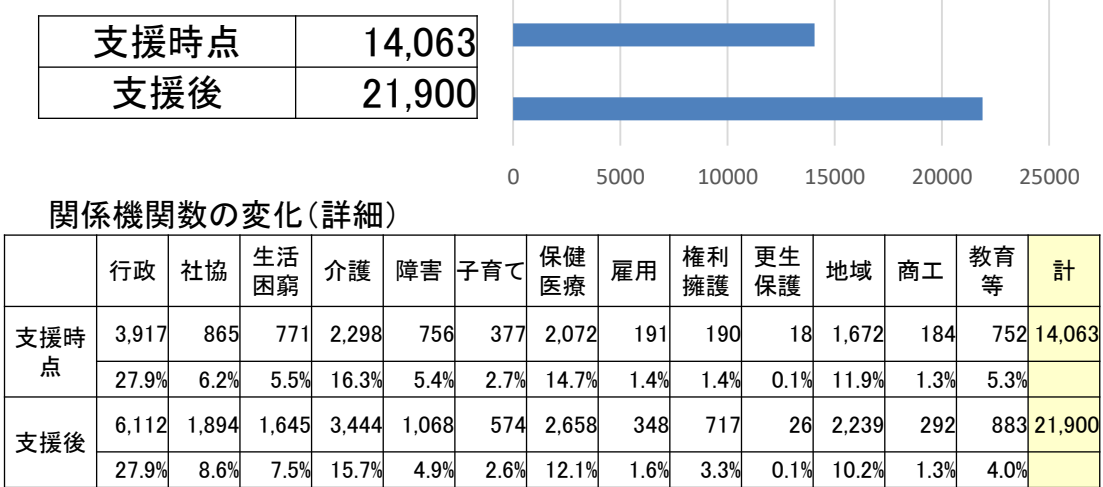
多機関の協働による包括的支援体制構築事業②

- 相談事例のうち、課題が2つ以上複合しているのは59.4%で、内容は経済的困窮等が最も多く、次いで障害(疑いを含む)
- 相談支援包括化推進員が支援することで、関係機関の数が約6割増。ケース会議は1人あたり1.2回開催

＜課題の状況＞



＜相談支援包括化推進員の関与による関係機関数の変化＞

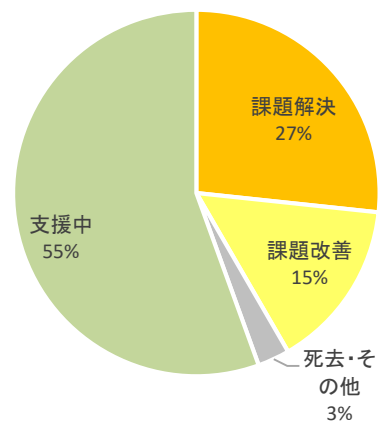


＜ケース会議の開催回数＞

支援方針の検討・決定	3,728
状況共有のみ	3,996

＜支援の終結の状況＞

課題解決	1,722
課題改善	966
死去・その他	182
支援中	3,583



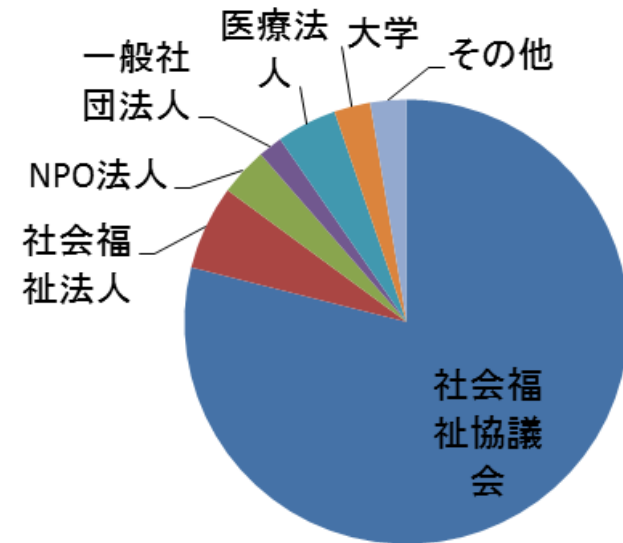
地域力強化推進事業における委託の有無・委託先種別（平成30年度）

委託の有無

種別	自治体数	割合（事業実施自治体数対比）
直営（委託なし）	16自治体	13.2%
委託（一部委託・補助等含む）	105自治体	86.8%
事業実施自治体数	121自治体	100.0%

委託先の種別 ※

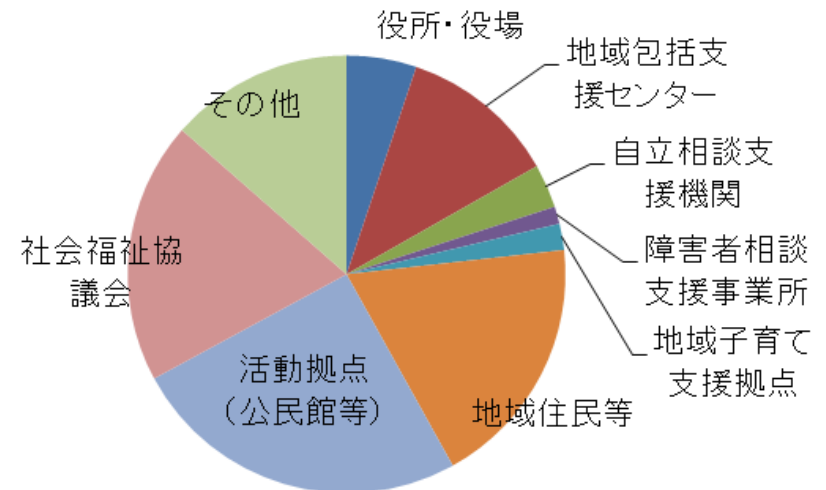
種別	団体数	割合 （事業受託団体数対比）
社会福祉協議会	91団体	79.1%
社会福祉法人	7団体	6.1%
NPO法人	4団体	3.5%
一般社団法人	2団体	1.7%
医療法人	5団体	4.3%
大学	3団体	2.6%
その他	3団体	2.6%
事業実施団体数	115団体	100.0%



※複数種別の団体への委託ケースがあるため、委託先種別ごとの割合の合計は委託割合と一致しない

地域力強化推進事業における「地域住民の相談を包括的に受け止める場」の設置場所(平成30年度)

種別	自治体数※	割合 (事業実施自治体数 対比)
役所・役場	8自治体	6.6%
地域包括支援センター	18自治体	14.9%
自立相談支援機関	5自治体	4.1%
障害者相談支援事業所	2自治体	1.7%
地域子育て支援拠点	3自治体	2.5%
地域住民等	29自治体	24.0%
活動拠点(公民館等)	39自治体	32.2%
社会福祉協議会	30自治体	24.8%
その他	21自治体	17.4%



※複数の種別に設置する自治体があるため、事業実施自治体数の合計と一致しない

※新規自治体のうち、設置場所を検討中の自治体が複数あるため、すべての自治体の状況を反映していない

※平成30年度の協議書をもとに作成(事業の実施状況により変更になる可能性あり)

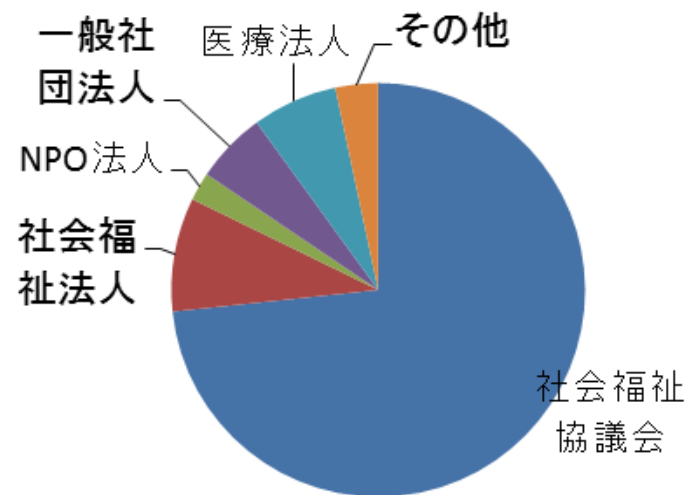
多機関の協働による包括的支援体制構築事業における委託の有無・委託先種別 (平成30年度)

委託の有無

種別	自治体数	割合(事業実施自治体数対比)
直営(委託なし)	34自治体	29.1%
委託(一部委託・補助等含む)	83自治体	70.9%
事業実施自治体数	117自治体	100.0%

委託先の種別

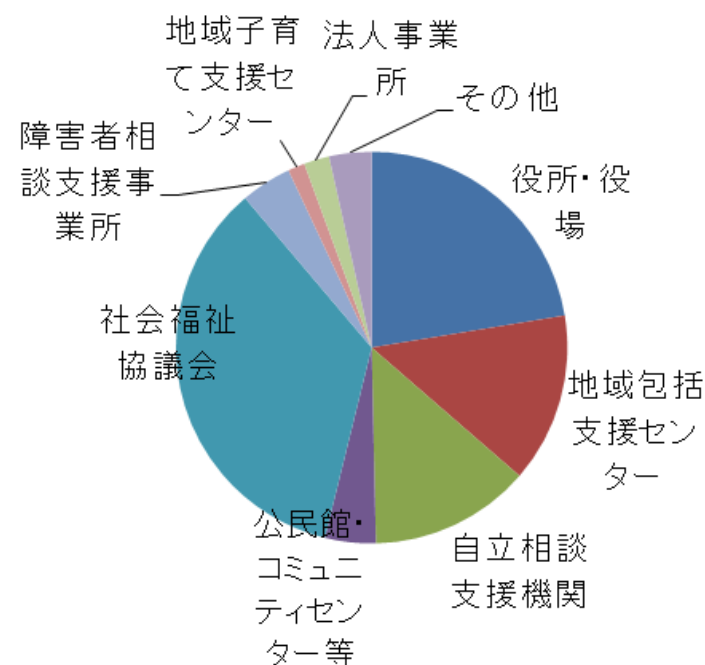
種別	団体数	割合 (事業受託団体数対比)
社会福祉協議会	66団体	73.3%
社会福祉法人	8団体	8.9%
NPO法人	2団体	2.2%
一般社団法人	5団体	5.6%
医療法人	6団体	6.7%
その他	3団体	3.3%
事業実施団体数	90団体	100.0%



※複数種別の団体への委託ケースがあるため、委託先種別ごとの割合の合計は委託割合と一致しない
※平成30年度の協議書をもとに作成(事業の実施状況により変更になる可能性あり)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業における相談支援包括化推進員の 配置場所(平成30年度)

種別	自治体数※	割合 (事業実施自治体数対比)
役所・役場	32自治体	27.4%
地域包括支援センター	20自治体	17.1%
自立相談支援機関	19自治体	16.2%
公民館・コミュニティセンター等	6自治体	5.1%
社会福祉協議会	50自治体	42.7%
基幹型相談支援センター	0自治体	0.0%
障害者相談支援事業所	6自治体	5.1%
地域子育て支援センター	2自治体	1.7%
法人事業所	3自治体	2.6%
その他	5自治体	4.3%



※複数の種別に設置する自治体があるため、事業実施自治体数の合計と一致しない

※新規自治体のうち、設置場所を検討中の自治体が複数あるため、すべての自治体の状況を反映していない

※平成30年度の協議書をもとに作成(事業の実施状況により変更になる可能性あり)

(参考)モデル事業における複合的課題等の実事例

- 多機関協働モデル事業を実施する自治体等に対し、顕在化しがたいニーズ(「8050」や「ごみ屋敷」状態にある者など)の把握を依頼したところ、関係機関が、8050問題、親の介護と子育てを同時に行っているダブルケア、不登校、ひきこもり、ニート、ごみ屋敷等複合的課題を抱える事例を把握しており、ケースによっては、対応に苦慮している様子が明らかになった。

県市名(人口)	調査の概要(手法等)	調査結果の概要
山形県山形市 (25万3千人)	市内全ての地域包括支援センター(13か所)および居宅介護支援事業所(66か所)に対し、調査票を送付(回収率70%)。	「8050」を、「65歳以上の親と、無職で親の年金で生活する子がいる世帯」と定義。 回答があった事業所(56か所)において、支援をしている6,198世帯のうち、132世帯(2.1%)に該当世帯があった。このうち、約半数はケアマネジャー等が対応に苦慮しており、今後、「福祉まるごと相談員」(相談支援包括化推進員)と連携して支援することとしている。
栃木県栃木市 (16万人)	市内の居宅介護支援事業所53か所のうち15か所、相談支援事業所21か所のうち4か所に対し訪問。後日、調査票を回収。	①親の介護と子育てを同時にしている:35世帯。②80歳以上の親と50代の無職未婚の子が同居している:75世帯。③不登校、引きこもり、ニートなど18~20歳の生活支援を必要としている:14人。④障害の疑いがあるが手帳申請や受診を拒否:53人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:65世帯。
三重県名張市 (8万人)	市内全ての「まちの保健室」(直営による地域包括支援センターのランチ)全15か所に照会。	①親の介護と子育てを同時にしている:32世帯。②65歳以上の親と50代前後の無職未婚の子が同居している:19世帯。③18~20歳で、児童養護施設を利用したくても年齢要件で利用できない:2人。④支援拒否がある:22人。⑤ごみ屋敷に暮らしている:36世帯。
三重県伊賀市 (9万4千人)	全ての地区民児協に依頼し、全民生委員・児童委員に調査票を配布。(回収率93%)	①ひきこもり状態やニートであると思われる人:132人。②生活困窮状態で何らかの福祉的支援が必要と思われるが、支援を受けていない人:40人。
大阪府豊中市 (40万4千人)	社協を除く「福祉ごみ処理プロジェクト」に参画する機関(※)に調査票を配布。	「ごみ屋敷」を176件把握し、多機関連携のない137件について改善が図られていなかった。(※地域福祉課、消防局、保健予防課、障害福祉課、高齢者支援課、福祉事務所、環境業務課、住宅課、地域包括支援センター、社協)

継続的な支援について

- 相談支援の実践においては、
 - ・ 相談に応じる中で、相談に至る端緒と異なる様々な問題が明らかになる
 - ・ 問題が複雑に絡み合い、本人が一人で対応できる範囲を超えている
 - ・ 社会的孤立など、これまでの属性ごとの支援のみでは対応が難しいなど、継続的に関わり、問題を一つ一つ解きほぐした上で、本人の生きる力を高めていく支援が求められる場合が少なくない。

(ケース1) 当初の主訴と異なる様々な課題が明らかになるケース

- 精神疾患を抱える母（A）と不登校気味の兄弟の世帯
- Aから町役場への問い合わせメールに「経済面の相談をしたい」との連絡。
- なんでも相談の相談員が面談を重ねると、経済的な不安の裏に、Aの精神疾患、子どもの発達障害・登校拒否があることが判明。
- Aは、さまざまな支援機関や学校からアプローチを受けていたが、そのことが、自分がうまく子どもを育てられていない、といった自己嫌悪感の増大につながり、何も動けない状態となっていた。
- Aとの面談はなんでも相談の相談員のみが担当し、その他の関係機関は直接アプローチせず、Aの負担軽減を図る。
- その後、Aとの信頼関係を構築した相談員が、各機関と連携しA及びその世帯への支援を継続。

(ケース2) 近隣住民の苦情から、本人の抱える様々な課題が明らかになるケース

- 近隣住民からの相談で、隣に住むB宅の樹木の枝が自分の敷地まで伸びており、庭の手入れもされておらず枯れ葉の処理や倒木の危険があることと、Bが野良猫に餌付けをしており糞や餌の残りの臭いで困っているとの内容。
- Bは50代一人暮らしの男性で両親死亡後、地域社会から孤立。仕事量が減り収入が減少したことで生活に困り、身の回りのことや樹木についても手が付かない、猫の餌やりが生きがいであることなどが分かる。
- その後、自立相談支援機関が収入増に向けた就労支援や、関係機関の協力による樹木の管理、民生委員との連携による地域活動への声かけ等の支援につなげた。

(ケース3) 課題が複数あり、本人が対応できる範囲を超えているケース

- 60代男性（C）・独居・亡くなった父親名義の持ち家で生活 月6万の年金
- 役所や近隣で騒ぎ、支離滅裂な言動で統合失調症の疑いあり
- 警察介入で措置入院。行政から退院後の生活支援の要請があり入院中から面談を重ねる
- 退院後は家計状況を確認。300万円の債務あり（水道光熱費・税・カードローン）
- 督促がたくさん来ておりCも何から手をつけていいかわからない状況
- 各種分納交渉に同行、また障害年金を申請して年金額が増加。それでも生活費が逼迫しているため家を売却して債務を一括返済。市外のアパートに転宅支援。
- 彼が騒ぐ根底には相談する人がいなかった。相談員が関わった1年間は一度も精神疾患の兆候は見られず。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則(抄)

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、第8条の規定による改正後の社会福祉法第106条の3第1項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。